

申告は正しく  
3/15までに

# 所得税の確定申告 市民税・県民税の申告

ID 1017931

### ▼確定申告とは

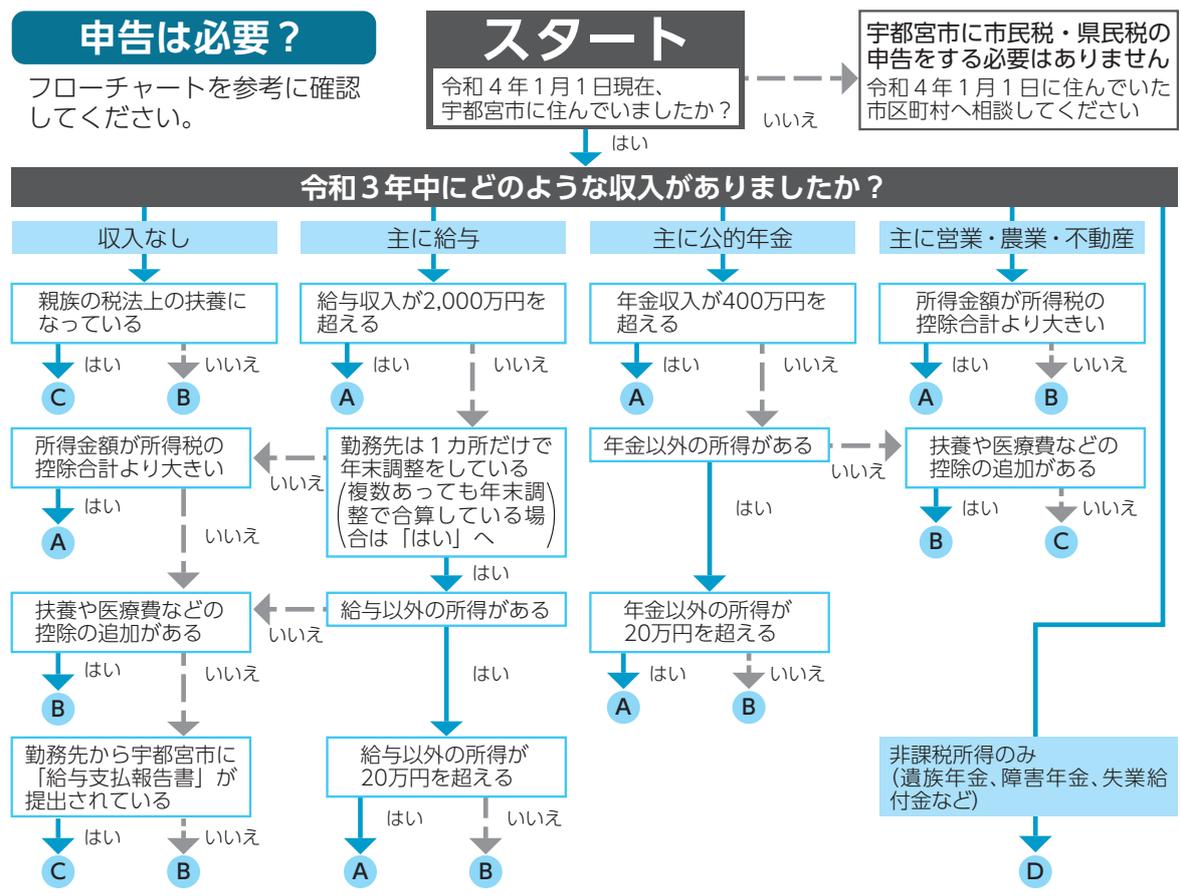
前年の所得と所得税（国税）額を申告する手続きです。実際に納めるべき税額より納め過ぎていた場合は、払い戻し（還付）を受けることができます。また、不足する場合は納付します。

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

### ▼市民税・県民税の申告とは

今年課税される市民税・県民税（地方税）の計算に必要な申告です。国民健康保険税の計算や所得証明の発行にも必要ですので、収入が無い場合でも忘れずに、必ず申告してください。

☎市民税課 ☎(632)2221・2214・2217・2233



**判定結果** フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課へお問い合わせください。

<b>A</b>	所得税の確定申告が必要です ☎宇都宮税務署 ☎(621)2151	所得税の確定申告書を提出すれば、市民税・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
<b>B</b>	市民税・県民税の申告が必要です ☎市民税課 ☎(632)2221	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
<b>C</b>	確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
<b>D</b>	市民税・県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除申請を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

市民税・県民税の申告書は、昨年中に申告をした人などへ1月下旬に発送しました。市申告書は、市民税課（市役所2階）または各區・田（市田からも取り出し可）で入手できます。なお、所得税の確定申告を税務署に提出する人は、市民税・県民税の申告を市に提出する必要はありません。

▼申告に必要なもの 申告書、マイナンバーカードまたは通知カード（通知カードの場合は運転免許証などの本人確認書類も必要）、振込先口座の分かるもの、筆記用具。その他、必要なものは右の表の通り。

所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(原本または写し)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書(青色申告の人は青色申告決算書)、帳簿など
控除に関するもの	社会保険料控除	国民健康保険税(料)、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払金額が分かる書類
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除明細書
	寄附金控除	寄附金の領収書など

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 市民税・県民税の申告書は、郵送での提出にご協力ください

2月1日から

市民税・県民税の申告書は、  
市HPからも作成・印刷できます

ID 1025932

- 市HPの「ページID検索」で「1025932」と入力。  
▼「個人市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます  
(外部リンク)」をクリックするかQRコード読み取り。



または



▲市HP

- メニュー画面から、該当するボタンをクリックし、作成開始。
- 入力が終了したら印刷して、3月15日(火)までに郵送で提出。

送付先  
〒320-8540  
市役所市民税課



※ファクス・電子メールなどでの提出はできません。

もう待たない並ばない

所得税の確定申告は自宅で簡単・  
便利なインターネット申告がオススメ

自宅にいながら、インターネットで確定申告書の作成・申告ができます。申告期間中は、各申告会場は大変混雑しますので、インターネットでの申告が大変便利です。

なお、来場する場合は、公共交通機関の利用にご協力ください。

① e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

- STEP 1 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」URL1で作成



国税庁 確定申告 検索

- STEP 2 e-Taxで送信 または印刷して書面を宇都宮税務署へ送付 ← オススメ

e-Taxで送信  
ID・パスワードが必要  
必要です。

または

書面で送付  
送付先  
〒320-8655  
昭和2丁目1-7  
宇都宮税務署

## 市民税・県民税の申告会場

☎市民税課 ☎(632)2221

■会場 市民税課(市役所2階)

期間	受付時間
平日 2月16日(水)~3月15日(火)	午前8時30分~ 午後5時15分
休日 2月20・27日(日)	午前9時~午後4時

■会場 各地区市民センター (午前9時~午後3時)

会場	期間
横川区(屋板町)	2月7日(月)
城山区(大谷町)	2月8日(火)
富屋区(徳次郎町)	2月9日(水)
国本区(宝木本町)	2月10日(木)
河内区(中岡本町)	2月15日(火)・16日(水)
上河内区(中里町)	2月17日(木)
瑞穂野区(下桑島町)	2月21日(月)
平石区(下平出町)	2月22日(火)
清原区(清原工業団地)	2月24日(木)
姿川区(西川田町)	3月1日(火)・2日(水)
篠井区(下小池町)	3月4日(金)
雀宮区(新富町)	3月8日(火)・9日(水)

- ※豊郷区(岩首町)は、改修工事のため開設しません。
- ※来場の際は、マスクの着用・筆記用具持参など、感染症対策をお願いします。
- ※申告会場の混雑状況をツイッターで発信しています。  
市民税課アカウント @miya\_siminzei

## 所得税の確定申告会場

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

■会場 コンセーレ(青年会館)(駒生1丁目)

期間	受付時間
平日 2月16日(水)~3月15日(火)	午前9時~午後4時
休日 2月20・27日(日)	午前9時~午後4時

- ※期間中は宇都宮税務署での相談は行いません。
- ※納付の窓口業務は行いません。

確定申告会場への入場には入場整理券が必要です

- ▼確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された入場整理券が必要となります。
- ▼入場整理券は、当日会場で配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
- ▼来場の際には、筆記用具、電卓などをご持参ください。
- ▼国税庁のLINEアカウントから事前発行も行っています。詳しくは、国税庁HP URL2をご覧ください。

国税庁アカウント @kokuzei

ご注意ください

- ▼入場時に、当日配付した入場整理券またはLINEで事前発行した際に表示される「申込完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ▼医療費控除は医療費の明細書の添付が必要です。令和2年分の確定申告から医療費の領収書の添付では医療費控除は受けられません。医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります)。